

利用したい方は、環境リサイクル係へご連絡ください。掲載品は、持ち主と直接交渉していただきます。

※品物のやり取りなどに関し町は一切責任を負いません。

**問** 生活安全安心課環境リサイクル係 **内線** 335

**ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）の発生調査を実施します**



農林水産省は、本ウイルスのまん延を防止するため、平成22年2月から植物防疫法に基づき「緊急防除」を実施しています。

指定された防除区域内にあるウメやモモなどの規制対象植物の苗、切り枝、切り花などの防除区域外への持ち出しは禁止です。なお、果実の移動は規制していません。

この発生調査は、生産園地のみならず、各家庭の庭木や盆栽なども対象になります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

**調査期間 調査方法**

調査は5月中旬～7月末に行う計画ですが、天候不順などで前後する場合がありますのでご了承ください。調査では、都職員及び農林水産省植物防疫所の植物防疫官、東京都から委託を受けた業者が各園地や各家庭を訪問し、対象植物に病気の兆候がないかを確認します。

都職員などの調査は、感染の疑いがある場合には、白色のプラスチック製のタグをつけた後、葉を5枚程度採取して植物防疫所で感染の有無を検定します。委託業者の調査は、対象植物の全てから葉を採取し、同様に検定します。タグはつけません。

タグは、調査を行った証になりますので、取り外さないでください。

**調査区域** 日の出町全域

**調査植物** サクラ属(ウメ、モモ、スモモ、アンズ、サクラ(オウトウ) ただし観賞用のサクラは対象外)、ユスラウメなど、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウジュイボタの生植物(苗、植木、盆栽、切り花、切り枝など) ただし、種子、果実は除く。

**もし感染が見つかったら**

本病を治癒するための薬剤は、世界的にも開発されていません。このため、薬剤での治療ができないことから、もし感染が確認された場合には、周辺への感染拡大防止の観点から感染植物及びその周辺の植物の伐採が必要になります。なお、伐採する際には、国が伐採に係る費用を負担するほか、伐採植物に対する補償金をお支払いします。

ウメ輪紋ウイルスはヒトや動物には感染しません。また、果実を食べても健康に影響はありません。

**問** 東京都農業振興事務所緊急防除対策担当

☎(548) 48801

**農林水産省横浜植物防疫所国内検疫担当**  
☎045(21) 7155

**小中学校の空間放射線量測定月の変更**

町内の全小・中学校の空間放射線量の測定を毎月行っておりましたが、測定数値が基準値以下で安定していることから、今後の測定は、4月・9月・1月の各月初旬に実施することになりましたので、お知らせいたします。



**問** 学校教育課 庶務係 **内線** 531

**循環組合の焼却灰の放射性物質測定結果**

東京たま広域資源循環組合は、日の出町内のエコセメント化施設へ搬入する焼却灰(主灰・飛灰・飛灰固化物)の放射性物質濃度、二ツ塚処分場とエコセメント化施設周辺の空間放射線量の測定を行っています。

4月1日～27日に行った調査結果は、全ての調査で基準値以下でした。測定した数値は、企画財政課でご覧いただけます。

**問** 企画財政課 企画係 **内線** 311

**浸水への備え**



東京都下水道局では、雨期に向かう6月を「浸水対策強化月間」と定め、浸水

への備えをお願いします。道路にある雨水ますや側溝がふさがっていると、雨水が雨水管に流れ込みます。浸水の危険性が高まります。雨水ますや側溝にごみを入れたり、上に物を置かないようにしましょう。

また「東京アメッシュ」で降雨情報を提供しています。

**問** 東京都下水道局 流域下水道本部

☎(527) 48288

**山林の立木や庭木の手入れは大丈夫ですか**

沿道の立木が倒れたり落枝するなどし、道路交通の妨げになってしまう場合や、庭木の枝葉が伸びて道路上に張り出し、信号機や道路標識の視界を遮るなど、人や車の往来に支障を来たしてしまうことがあります。交通事故を未然に防止し、安全な通行を確保するために、樹木の所有者は次のことを守ってください。

■山林 道路沿いなどで、危険な状態にある立木の伐採や樹木の剪定をお願いします。

■垣根・庭木 定期的に枝葉の剪定をお願いします。

■電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う場合があるので、事前に最寄りの東京電力またはNTTに相談し、作業してください。

**問** 西多摩建設事務所管理課 監察担当

☎0428(22) 7216

## 税金

自動車税の納付はお済みですか？

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。自動車税の納期限は5月31日(火)です。まだ納付がお済みでない方は、お早めに納付をお願いします。

自動車税コールセンター

☎03(3525)4066

## 保険・年金

国民年金保険料の免除申請



平成26年4月から、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、免除申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができるようになりました。

また、平成28年度の免除申請の受付は、7月1日から始まり、7月から平成29年6月までの期間を対象に審査します。※申請期間に対応する前年の所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合もあります。

青梅年金事務所

☎0428(30)3410

## 催し

6月は「就職差別解消促進月間」です

東京都では、6月を「就職差別解消促進月間」とし、就職差別をなくし就職の機会均等を確保するため、東京労働局やハローワークなどと連携して啓発活動を展開します。

この機会に、就職差別など企業内における人権問題について、あらためて考えてみませんか。

講演と映画の集い

講演テーマは「企業と人権〜企業にとって人権って何だろうか?」、映画は「フェアな会社で働きたい」です。

日時 6月23日(木)

午後2時〜4時30分

場所 八王子市民会館

オリンパスホール八王子

講師 リそな銀行人材サービス部

アドバイザー 関根昭之氏

定員 1千人(当日先着順受付)

費用 無料

問 東京都産業労働局 雇用就業部 労働

環境課 ☎03(5320)4649

人権啓発映画会

①「フェアな会社で働きたい」

②「ここから歩き始める」

③「アール・ブリュットが生まれる瞬間」を上映します。

日時 6月14日(火)

午後1時15分〜4時45分

場所 台東区生涯学習センター2階

ミレニアムホール

定員 300人(予約制)

費用 無料

問 公益財団法人東京都人権啓発センター

☎03(3876)5372

このほか就職差別解消促進に向けて、ラジオなどによる啓発、区市町村や経済団体への協力要請、啓発ポスターの掲出などを実施します。

問 東京都産業労働局 雇用就業部 労働

環境課 ☎03(5320)4649

東京都総務局 人権部 人権施策推進課

☎03(5388)2595

第66回社会を明るくする運動 親子ふれあいマ釣り大会

毎年7月1日〜31日

に行われる社会を明るくする運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、地域力で支援することで「犯罪のない明るい社会を築こう」とする全国的な運動です。



マ釣りの様子

親子、子どもだけでも、また 保護者の方だけでも参加できます。

日時 7月2日(土)午前9時〜正午頃

荒天時は16日(土)に順延。延期・中止の場合は、午前7時に防災無線、日の出町お知らせメールでお知らせします。

場所 さかな園(現地集合・解散)

対象 町内在住の小・中・高校生と保護者

※町立の小・中学生と保護者は、事前に申し込みを済ませていますが、それ以外の方は、町民課窓口サービス係まで連絡願います。

費用 無料

問 町民課 窓口サービス係

☎03(5388)2595

巡回相談窓口開設「あなたの抱えている生活の不安や心配ご相談ください」

対象 町内在住の方で、経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方や働いた経験のない方、引きこもりやニートに悩んでいる方、家計管理が上手にできない方、子どもの学習で悩んでいる方など。(年齢制限はありません)

日時 毎週木曜(年末年始・祝日除く)

午後1時30分〜3時30分

場所 第1・3・5木曜日の出町やまびこホール/第2・4木曜日のひのでグリーンプラザ

費用 無料

※事前に申し込みが必要です。

問 西多摩くらしの相談センター

☎0428(25)3501

